

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月8日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒270-1106

住 所 千葉県我孫子市相島新田85-5

氏 名 千葉県手賀沼下水道事務所
石井 一宏

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 04-7197-3349

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	手賀沼終末処理場
事業場の所在地	我孫子市相島新田85-5
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	F36－水道業
② 事業の規模	前年度実績 処理水量 76,652,834 m ³ /年
③ 従業員数	手賀沼下水道事務所 20人 （公財）千葉県下水道公社 6人 維持管理包括受託者 96人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

（日本産業規格 A列4番）

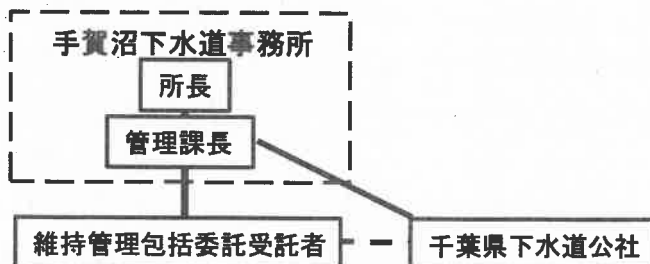


(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理組織責任者 : 千葉県手賀沼下水道事務所長
 廃棄物担当組織名 : 千葉県手賀沼下水道事務所 管理課
 電話番号 : 04-7197-3361



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	排出量	468334.8 t	45.3 t
	（これまでに実施した取組） 発生源は一般家庭、工場、自事業場等であり、発生抑制は困難である。 また、下水処理場では発生した汚水を受け入れなければならず、処理方法の変更もできないため、発生量の削減はできない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	排出量	489482 t	110 t
	（今後実施する予定の取組） 発生源は一般家庭、工場、自事業場等であり、発生抑制は困難である。 また、下水処理場では発生した汚水を受け入れなければならず、処理方法の変更もできないため、発生量の削減はできない。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生箇所（性状）による分別・保管
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き発生箇所（性状）による分別・保管を実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 下水汚泥焼却灰を原料とした焼成レンガ製造施設を建設し、平成9年度から平成18年度まで焼成レンガを製造した。現在は施設休止中。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 焼成レンガ製造施設については引き続き休止予定。 ほかに実施する予定の取り組みも特になし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	466818.1 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 汚泥焼却炉の導入（H5, H8, H17、計3炉） 凝集剤の変更（無機系→有機系）による焼却灰生成量の抑制 （ベルトプレス脱水機、スクリーンプレス脱水機の導入）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き汚泥焼却炉による焼却処理を行い、軽量化を図る		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	全処理委託量	1516.7 t	45.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	956 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	熱しやく減量が大いし渣については焼却処理を委託。 令和元年度において、一部汚泥焼却灰についてはセメント材料への中間処理を委託した。 令和6年度において、一部汚泥焼却灰については人工軽量骨材への中間処理を委託した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	全処理委託量	2190 t	110 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	1600 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き熱しやく減量が大きいし渣については焼却処理を委託。 令和7年度においては、一部汚泥焼却灰については人工軽量骨材への中間処 理を委託した		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 工程図

